

1999年10月31日
5件の犯罪被害者遺族
岡村総合法律事務所に集まる
岡村・渋谷・林・宮園・本村
「犯罪被害者の会」
設立準備委員会発足

2000年1月23日
犯罪被害者の会・設立総会
開催 正式に発足
東京ボランティア・市民活動センター
(東京・飯田橋)
岡村勲氏 代表幹事就任

2000年9月3日
第2回 シンポジウム・総会
「犯罪被害者は訴える」
犯罪被害者の権利と
被害回復制度の確立を求めて
クレオ大阪西(大阪・此花区)



全国犯罪被害者の会 (通称あすの会) は 2000年1月23日 設立総会を経て誕生した

「犯罪被害者の会」設立の趣意書 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて

犯罪被害者は、一生も上り代りないほどの被害を受けながら、偏見と野
心のみならず、どこから攻撃を受けることもなく精神的、経済的に苦
しみつづけてきました。

国家、社会が、犯罪を加害者に対する罰則の対象としてのみとらえて、
犯罪被害者の人権や被害の回復に向ける意も示さなかったためです。

先駆者のご努力により、犯罪被害者等給付金支給法が制定され、犯罪被害
者を支援する団体も生まれて、ようやく犯罪被害者の権利が社会的関心
を集めるようになりました。しかし、犯罪被害者の置かれている現状は、
国家被害者人権宣言の精神からも偏狭いものです。

「犯罪が社会から生まれ、誰もが被害者になる可能性がある以上、犯罪
被害者に差別を認め、差別と生活への負担や精神的支障など被害回復のた
めの制度を創設することは、国家社会の当然の義務である」と考えます。
そして、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立は被害者自身の権利です
から、支援者の方々に代わってだけでなく被害者自らも取り組まなければ
なりません。

そのため私法犯罪被害者は、犯罪被害者のおかれている現状でもっと
改善を訴え、犯罪被害者の権利、被害回復制度について論じ、国、社会に
働きかけ、自らその確立をめざすため「犯罪被害者の会」を設立します。

全国各地の犯罪被害者組織等と、「犯罪被害者の会」のもと、それぞれ
の果たる責めと楽しみを分担する力に資え、今生きている社会を公正で美
麗で安全なものにするため、力を尽くします。

2000年1月23日

2001年11月18日

第3回 シンポジウム・総会

「被害者のための正義をめざして」

一刑事司法は誰のためにあるのか一

日比谷三井ビル8階ホール

(東京都千代田区)

2002年9月15日～9月29日

ヨーロッパ調査団派遣

(ドイツ・フランス)

岡村勲・諸澤英道・垣添誠雄

白井孝一・酒井宏幸・河野敬

守屋典子・高橋正人・小山美希

2002年12月7日

「ヨーロッパ調査報告書」上梓

2002年12月8日

第4回 シンポジウム・総会

「被害者の刑事手続きへの参加を目指して」

一刑事司法は誰のためにあるのか一

日比谷三井ビル8階ホール

(東京都千代田区)

あすの会には2つの支援組織があります。

あすの会を支援するフォーラム

代表発起人・・・海戸内寂徳・樋口成太郎

奥田 恒・石塚浩太郎

2000年9月21日発足

物心両面で支える事を目的

犯罪被害問題研究会

・訴訟参加研究会

・補償制度研究会

・憲法調査研究会

上記3つの研究会が活動中



第一次ヨーロッパ調査団 成田空港にて



経団連 奥田 恒会長と

— 2003年 —

2月1日・2日・東京(新宿)
 2月9日・岡山
 2月15日・16日・大阪
 2月16日・熊本
 2月22日・23日・兵庫
 2月23日・福岡
 3月1日・京都

3月2日・滋賀
 3月9日・奈良
 3月16日・千葉・宮崎
 3月23日・埼玉
 3月29日・愛知
 3月6日・神奈川
 3月4日・栃木

5月11日・長崎
 5月18日・茨城
 5月22日・大阪地裁
 6月8日・佐賀
 6月9日・青森
 6月22日・新潟
 7月21日・長崎

2003年7月8日 14:50 ~ 16:15 首相官邸にて

小泉総理大臣と面会

総理は私たち犯罪被害者の声を真剣に受けとめて下さり以下の2点を
対応策として提案されました

(1) 政府として検討する

(結果) 2003年9月17日に法務省・法務総合研究所に
「犯罪被害者のための施策を研究する会」が発足

(2) 自民党も検討する

(結果) 2004年2月より自民党司法制度調査会基本法制小委員会で
審議が始まる。



宮國幹事
杉浦正健官房副長官

岡村代表幹事

小泉総理大臣

本村幹事

林幹事

保岡興治司法制度調査会長



557,215 人の署名が成果したこと